

〔付 録〕

〈第三次大本事件〉

教団執行部による

大本四代教主出口直美様に対する建物明渡請求事件

京都地方裁判所における結果報告

大本信徒連合会

大本四代教主出口直美様に対する建物明渡請求事件

京都地裁結果報告並びに大阪高裁における裁判ご支援とご祈願継続のお願い

教団執行部は、神界の仕組と天のみろくの大神様の顕現者である聖師様の審神によって大本四代教主と神定められた出口直美様に対し、教主継承者としての地位を剥奪したばかりでなく、平成21年7月28日、聖師様、二代様に縁も深い要莊、掬水莊などの建物明渡請求を京都地裁に提訴致しました。

爾来9回にわたり裁判が開かれてまいりましたが、今年1月12日、教団執行部の訴えを却下する旨の判決が下されました。

これもひとえに大神さまのご守護と、皆様方のご支援の賜と深く感謝御礼申し上げます。ここに判決文を掲載し、ご支援いただいた皆様方に対するご報告にかえさせていただきます。(判決原文は横書きですが、編集の都合上縦書きに改め掲載させていただきました。)

なお、教団執行部は当判決を不服として、大阪高裁に控訴いたしました。引き続き行われる裁判に対するご支援とご祈願の継続を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※かねてお配りしてあります「ご祈願祝詞は左記のごとく修正してご奏上下さい。

「京都地方裁判所に提訴」→「大阪高裁に控訴」

(大本信徒連合会)

平成23年1月12日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(ワ)第2710号 建物明渡請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月22日

判 決

京都府亀岡市荒塚町内丸1番地

原告

同代表者代表役員

同訴訟代理人弁護士

大本

京都府綾部市

被告

同訴訟代理人弁護士

同上

同訴訟復代理人弁護士

出口直美

折田泰宏

浅井亮

伏見康司

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請 求

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載1ないし6の建物を明け渡せ。
- 2 仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、別紙物件目録記載1ないし6の建物（以下「本件各建物」といい、同目録の記載に対応して、それぞれ「本件建物1」、「本件建物2」と呼称する。）を所有する宗教法人である原告が、これらを占有する被告に対し、所有権に基づき、本件各建物の明渡しを請求する事案である。

1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は争いが無い。）

(1) 当事者等

ア 教団としての大本（以下、単に「大本」という。）は、明治25年、出口なおにより、京都府綾部市において開教され、開祖 出口なお（以下「なお」という。）、聖師 出口王仁三郎（以下「王仁三郎」という。）を二大教祖とし、大本皇大神を祭神とする宗教団体である（甲2〔大本教法第1章ないし第3章〕。二大教祖によって伝達啓示された経緯の大本神論、靈界物語に基づき、教主の裁定発表したものを教典とし（甲2〔大本教法第7章〕）、祭、教に關する根本法則とされる大本教法（以下「教法」という。）、諸機関、所属団体及びその管理運営並びに祭務、教務に關する事柄を規定する基本規則とされる大本教則（以下「教則」という。）を基本法則としている（甲3、乙1〔教則第4条第1項〕）。

教法は、教主について、「大本は、神定により教主が二大教祖の道統を繼承し、神意を受けて救いの神業を遂行されるものであることを信奉する。」とし（第4章）、教則は、教主の資格について、「神定により二大教祖の道統を繼承する者をもって教主とする。」（第6条1項）、「開祖の血統をうけ、出口の姓を名乗る女性でなければならない。」（同条2項）としている（甲2、3）。

イ 大本の初代教主はなお、二代教主は出口すみ子、三代教主は出口直日（以下「直日」とい

う。)である。

ウ 原告は、大本が宗教法人法によって法人格を取得したもので、宗教法人大本規則（甲4）を有している。原告には、7人の責任役員が置かれ、そのうち1名が原告を代表しその事務を総理する代表役員となる（上記規則第5条、第8条）（甲4）。代表役員は、教則により本部長職にある者をもって充て、その他の責任役員は、教則により副本部長又は総務の職にある者のうちから教主が選任するものとされているが、教主から三親等以内の親族は、責任役員に選任できないものとされている（上記規則第6条第1項、2項、4項）（甲4）。

エ 被告は、三代教主直日の長女である。被告は、昭和20年4月、家口栄二（以下「栄二」という。）と婚姻し（婚姻時期につき甲14、乙11、栄二の旧姓につき甲11）、同人は出口家の婿養子となった。なお、栄二は平成18年12月に死亡した。

被告は、少なくとも昭和44年12月28日から昭和57年5月26日までの間、大本の教主継承者の地位にあった（教主継承者の地位の取得原因については争いがある。）。

(2) 本件各建物の所有関係及び占有状況等

ア 原告は、本件各建物を所有している。

大本は、京都府綾部市所在の綾部梅松苑（以下「梅松苑」という。）及び同府亀岡市所在の亀岡天恩郷（以下「天恩郷」という。）を神業の根本聖地とし、梅松苑を祭祀の中心地、

天恩郷を宣教の中心地としており（教法第5章）、本件各建物は、いずれも梅松苑内にあり、大本の宗教関連施設となっている。

イ 被告は、現在、本件各建物を占有している。

(ア) 本件建物1は、三代教主である直日が、昭和29年、王仁三郎と二代教主出口すみ子夫婦の住居を梅松苑内に移築した上、増改築を施したものであり、掬水荘と呼ばれている。被告は、昭和30年ころから、栄二とともに、その2階に居住してきたが、栄二死亡後は、被告のほかその三女[黒]が同居している。

(イ) 本件建物2は、昭和33年、大本の外国人宿舎として築造されたが、その後、大本により、被告の家族のために使用が認められたものであり、ばらの家と呼ばれている。現在、被告が孫娘夫婦とその子を居住させている。

(ウ) 本件建物3は、春秋荘と呼ばれる建物、これに付属する待合い2棟及び要荘と呼ばれる建物からなる。春秋荘は、昭和34年、茶室及び三代教主の公館として築造され、教主の居間及び一般信徒又は修行者の面会所として使用され、要荘は、春秋荘の台所等として使用されてきた。これらは従前、被告及び三代教主である直日が共同で使用してきたものであるが、平成2年9月23日に直日が死亡してから、被告が単独で使用している。

(エ) 本件建物4は、昭和30年に築造され、茶道具等の収納に使用されてきたもので、被告及

び直日が共同で使用していたが、直日死亡後、被告が単独で使用している。

(オ) 本件建物5は昭和43年に、本件建物6は昭和46年にそれぞれ築造されたもので、これらは、大本が「機の仕組」として守ってきた鶴山織の工房と鶴山草木染の染場であり、被告及び直日が共同で使用していたが、直日死亡後、被告が単独で使用している。

ウ 被告は、昭和55年3月以降、本件建物1及び2の賃料名目で、月額3万5000円を原告に対して支払っていたが（なお、被告は、最初の支払日である昭和55年3月24日には、同年1月分から3月分までの合計10万5000円を支払った。乙67、68の1ないし4）、昭和59年2月、原告から受領を拒否され、同月以降、被告及び栄二は、本件建物1ないし4、6の各建物の賃料として、京都地方法務局福知山支局に毎月3万5000円を供託している（甲21、23の1）。

(3) 教主継承に関する紛争経緯

ア 被告は、昭和4年7月30日の出生時から、大本内において教主となるべき者として扱われてきた。

イ 昭和44年12月28日、第20回大本総代会が開催され、教則第6条第3項（「教主の継承者については、別に定める教主継承規範による。」）に基づき、教主継承規範（甲7）が制定された。

教主継承規範は、教主継承者の資格につき、「継承者は神諭にもとづき開祖の血統を受け

る女性で、大本の道統を継承するに最もふさわしいものでなければならない。」（第2条）と定め、教主継承者の決定につき、「教主は、その一親等又は斎司家のうちから継承者を選び、祭教院の同意を得て教主継承諮問会にはかり、これを決定する。」と定めている（第3条）。

ウ 同日、三代教主である直日は、前記教主継承規範に基づき、祭教院の同意を得て教学委員等を構成員とする教主継承諮問会にはかり、被告を教主継承者と決定する旨の手續をなした。

エ 栄二は、神意を受けて救いの神業を遂行するものとされる教主の権威や教義の内容に関する見解の違いから、原告と対立するようになり、原告は、昭和56年9月5日、神業妨害等の非違行為を重ねたとの理由により、栄二を斎司、祭教院長、教学委員等、大本教団内のあらゆる地位から排除する処分をした。栄二は、この処分を不服とし、昭和56年12月8日、斎司、祭教院長、教学委員等の地位確認を求める訴訟を京都地方裁判所に提起した。栄二を支援するため、「出口栄二を守る会」が結成され、被告は、これと行動をとるにした。

オ 同年9月13日、第56回大本総代会において、祭教院及び教学院の各機関が廃止され、昭和57年2月2日、第58回大本総代会において、斎司家の制度が廃止された。同年3月31日、栄二のほか同人を支援する信徒11名が、第56回、第58回の大本総代会の上記各決議がいずれも無効であるとして、総代会決議の無効確認を求める訴訟を京都地方裁判所園部支部に提起し、

その後、同訴訟が京都地方裁判所本庁に回付され、前記エの訴訟と併合審理された。これら2つの訴訟は、平成2年10月12日、訴えの取下げによって終了した。

カ(ア) 昭和57年5月26日、第60回大本総代会が開催され、教主継承規範を一部改正する手続がとられた(一部改正後の教主継承規範を「改正後教主継承規範」という)。教主継承者の決定に係る改正後教主継承規範第3条は、次のとおり定められた。

1項 教主は、一親等または近親の有縁のものの中から継承者を選び、教主継承諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)の意見を徴し、これを決定する。

2項 教主は、継承者が大本の道統を継承するにふさわしくないと認めたとき、又は継承者に重大な事故のあるときは、前項の定めに基づいて、その決定を取り消すことができる。

(イ) 同日、三代教主である直日は、被告につき、現在、教主継承者としてふさわしくないと認め、諮問委員会の意見を徴した上で、被告を教主継承者とする決定を取り消すとともに、三代教主直日の三女である三諸(後に「出口」に改姓)聖子(以下「聖子」という。)につき、教主の近親者中、教主継承者として最もふさわしいと認め、諮問委員会の意見を徴した上で、聖子を教主継承者に決定する旨の手続を行った。

キ 昭和57年5月30日、前記「出口栄二を守る会」は、「大本四代 出口直美様を守る会」に改称し、被告に対する支援活動を行うようになった。

ク 平成2年9月23日、三代教主である直日が昇天(死亡)すると、被告は、全国の大本信徒に対し、自身が四代教主に就任した旨の同日付挨拶状を送付した(甲15)。また、被告は、同年11月4日、大本の教団本部とは別に、教則第11条第1号により毎年11月第1日曜日に開催することが定められている大本開祖大祭を執り行い、そこに少なからぬ信者が集まった(乙12)。

一方、原告においても、平成2年9月23日の直日の昇天に伴い、聖子を四代教主として就任させる旨の手続がとられた(甲26の1、29の1)。

ケ 平成3年ころ、前記「大本四代教主 出口直美様を守る会」等は、「大本信徒連合会」に改組され、同年1月16日、大本信徒連合会第1回総代会が開催された(甲45の1・2、弁論の全趣旨)。現在、大本信徒連合会は、被告を四代教主と仰ぎ、大本の教団本部とは別に、祭典や行事などを行っている(乙28ないし31)。

コ(ア) 平成13年4月22日、第112回大本総代会が開催され、聖子は、同人の姪である廣瀬紅を養女にして、出口紅(以下「紅」という。)とし、諮問委員会の意見を徴した上で、同人を教主継承者に決定する旨の手続を行った(甲30)。

(イ) 同月29日、聖子が死亡し、原告において、紅を五代教主に就任させる旨の手続がとられた(甲30)。

サ 原告は、昭和58年7月以降、被告らに対し、被告らが教主継承者等の地位を失ったとして、

本件建物1等の明渡しを繰り返し求めてきたが、被告は、前記(2)記載のとおり、同建物等の占有を続け、これにに応じていない。

2 争点

- (1) 本件訴訟が法律上の争訟に該当するか。
- (2) 被告が本件各建物につき占有権原を有するか。

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件訴訟が法律上の争訟に該当するか。

(被告の主張)

ア 本件訴訟の主たる争点は、被告が本件各建物につき教主としての地位に付随する占有権原を有するか否かにあり、被告が教主としての地位を有するか否かが本件訴訟の前提問題となっている。

イ 大本における教主継承者及び教主としての地位は、以下のように定められるものである。

(ア) 大本において、教主は、二大教祖の道統を継ぐ者であるところ、道統について、大本神諭には、「綾部の大本は、末代変性男子の御魂の出口直の霊系で無いと、世が続いては行かんぞよ。肉体が女で御魂が国常立尊の御魂であるぞよ。代々続く女の御世継であるぞよ。」と述べられており、道統を継承する者は「肉体が女で御魂が国常立尊の御魂」を有する者、

すなわち、単に肉体的に出口なおの血統を受けた女性であるだけでなく、国常立尊の霊統を受け継いだ者でなければならない。大本神諭及び霊界物語によれば、国常立尊は、稚姫君命等の7人の女神の精霊にその御霊を充たし開祖及び歴代の教主に帰神する。国常立尊の御魂であるかどうかは神定によって定まっており、これを審神(きにわ)すること(見抜くこと)ができるのは二大教祖のみである。

そして、二大教祖の一人である聖師たる王仁三郎は、被告が誕生した際、被告が開祖の生まれ変わり、すなわち、稚姫君命の精霊で充たされていることについて審神し、「稚姫の神の命の世に出づるしと茂る鶴山の木々」、「久方の天津国より降りたる嬰子は教祖の更生なりけり」、「三代の長女直美の生れしより大本四代の基礎固まれり」など被告が四代教主であるとの歌を詠んでいる。

(イ) このように、被告が国常立尊の霊統を受け継いだ者であることは神定により定まっており、現教主といえども、二大教祖が神定を告げた場合にはこれに従うべきであり、これと異なる判断をすることができない。三代教主である直日が被告の教主継承者の決定を取り消したことは道統の判断を誤るものであり、無効ないし効力を生じない。

(ウ) 教主継承規範が教則に基づいて制定されているが、同規範は、教団内で出口京太郎を四代教主にしようとする動きがあったなか、被告が四代教主となるべきことを確認するため制定されたもので、本来的に神定である道統継承者について、外形的にその地位を確認

するための手続的規定に過ぎない。

ウ これに対し、原告は、三代教主が教主継承規範に基づき教主継承者と決定することにより、被告が教主継承者としての地位を取得したのであるから、教主は、被告の教主継承者としての地位を当然に取り消すことができると解している。このような解釈の違いは、大本の道統について、大本の根本原則を示した大本神諭、霊界物語のほか、聖師である王仁三郎が審神したことを重視するのか、現教主の判断を重視するのかという問題に帰着する。

また、原告は、三代教主である直日が改正後教主継承規範に基づいて被告の教主継承者としての地位を取り消したと主張しているが、改正後教主継承規範3条2項は、教主継承者の取消事由につき、「大本の道統を継承するにふさわしくないと認めたとき」と定めており、直日が被告の教主継承者の決定を取り消すにあたって大本の道統を継承するにふさわしいか否かを判断したことは否定できず、その可否を判断するには、道統の継承の意義を判断せざるを得ず、結局、上記に記載した大本の教義、信仰の内容に立ち入らざるを得ないこととなる。

そうすると、本件の争点を判断するためには、大本の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することができないから、本件訴訟は法律上の争訟に当たらない。

(原告の主張)

ア 本件訴訟の本質的争点は、被告の教主継承者決定の取消しの効力の有無にあるが、教主継承者の決定及び取消しについては、大本の自治規範たる教主継承規範において、その手続上の準則が定められており、裁判所は、三代教主による被告の教主継承者決定の取消しが前記手続上の準則に従って適法になされたか否かを判断すれば足りる。

イ(ア) 大本における教主については、二代教主、三代教主までは、大本神諭に示され、教義もしくは神定により定まっていたが、四代以降の教主についてはこれが定まっていなかったため、教則第6条第3項に基づいて教主継承規範が制定され、現教主がその権限と責任において自らの教主継承者を決定することが定められた。教主継承規範によれば、教主は教主継承者を決定するに際して、所定の諮問手続を経る必要があるものの、教義上の拘束は一切課されていない。教主継承者の決定権を有する教主は、当然に教主継承者として不適合な者を取り消し得る権限を有すると解すべきであり、教主の取消権限を定めた改正後教主継承規範第3条第2項は、従来の規定の不備を補うため、これを明記したものに過ぎない。

イ(イ) 被告は、直日が、昭和44年12月28日、教主継承規範に基づいて被告を教主継承者に決定したことにより、教主継承者としての地位を取得したが、直日が、昭和57年5月26日、改正後教主継承規範に基づき、「継承者が大本の道統を継承するにふさわしくない」と認め、被告の教主継承者決定の取消しをしたことによって、教主継承者としての地位を失

った。

(ウ) 直日が被告を教主継承者としてふさわしくないと判断したのは、被告が将来三代教主の跡を継いで四代教主となれば、教団内の重要事項について直接神意を受けて自ら決定しなければならない教団の主宰者、最高指導者となる立場にある者であり、そのような立場にある者として、教団の運営にあたっては、現教主の指導を受け継ぎ、これを発展させていかなければならないのに、夫である栄二の考え、指導のみに従い、教主の指示、指導に従わず、教団から排除された栄二の提起した訴訟を支援する「出口栄二を守る会」と行動をとにし、公然と反教主、反教団の行動に加担するようになったためであるから、大本の教義、信仰の内容とは全く関係がない。本件訴訟は法律上の争訟に当たるとする。

ウ 前記(被告の主張) イは、大本における正当な自治規範に反するものである上、訴訟の過程において作出された全く根拠のない虚偽の主張である。

(ア) 教主継承規範を制定する際、被告が神定四代教主であるから、教主が教主継承者を決めること自体許されないなどという議論はなかった。被告は、本件訴訟において当初、被告の四代教主の身分を王仁三郎が「指定」したと主張していたが、最終的には、被告の神定四代教主の地位を王仁三郎が「審神した」(見抜いた)と主張するなど、主張を変遷させており、被告は、本件訴訟の過程において、本件訴訟前に大本信徒連合会が行っていた主

張をもとにして、主張を作出していったといわざるを得ない。

(イ) 開祖であるなおは、大本神論において「末代変性男子の御魂の出口直の霊系」は、「肉体が女で御魂が国常立尊の御魂であるぞよ。代々続く女の御世継であるぞよ」と述べ、「肉体が女で御魂が国常立尊の御魂」を不可分一体のものとしており、これを「代々続く女の御世継」が等しく受け継いでいることは疑う余地がない。

被告は、本来不可分一体であるはずの「肉体が女で御魂が国常立尊の御魂」を作為的に分析した上、これを不当に分離することによって「女の御世継」の中にも「国常立尊の御魂」を受け継ぐ者と受け継がない者がおり、被告のみが唯一これを受け継いでいるとする虚構の道統継承の仕組みを作出した上、国常立尊の御魂は目に見えないものであるから、聖師の「審神」なるものを持ち出すに至ったものである。被告の解釈は、大本神論のほか、大本の教典上全く根拠を有しない主張で、本件訴訟における判断を回避するために訴訟上作出したものであり、考慮に値しない。

(2) 被告が本件各建物につき占有権原を有するか。

(被告の主張)

ア 被告の教主としての地位に付随する占有権原

(ア) 前記(1) (被告の主張) イ記載のとおり、被告の三代教主の継承者及び四代教主としての地位は、神定により、生まれながらにして定まっていたのであり、王仁三郎が、その地位

を審神した（見抜いた）。

(イ) 被告は、三代教主である直日が亡くなったことにより、当然に四代教主となった。

(ウ) 被告は、直日の生前、教主継承者としての地位に付随する占有権原に基づき本件各建物を占有していたが、現在は、教団大本の教主としての地位に付随する占有権原に基づきこれを占有している。

(エ) 前記(1)（被告の主張）イに記載のとおり、三代教主は、神定の告知に背いて教主継承者及び教主を決定・取消しをすることはできないから、三代教主による四代教主継承者の地位取消決定により被告の教主継承者ないし教主たる地位を喪失させることはできず、依然として、被告は、上記のとおり四代教主たる地位に付随する本件各建物の占有権原を有する。

イ 賃貸借契約に基づく占有権原

仮に、被告に教主としての地位に付随する占有権原が認められないとしても、被告は、本件各建物につき、原告との間の賃貸借契約に基づく占有権原を有する。

(ア) 原告は、被告に対し、遅くとも昭和55年3月24日までに、本件建物5を除く本件各建物を賃料1か月3万5000円、本件建物5を賃料1年間2万円、賃貸期間を定めないとの約定でそれぞれ賃貸した。

(イ) 原告は、被告に対し、同日までに、上記賃貸借契約に基づき、本件各建物を引き渡した。

（原告の主張）

ア 被告の主張に対する認否

被告が神定により四代教主に定まり、王仁三郎がその地位を審神したことは争う。前記(1)

（原告の主張）イ(ア)記載のとおり、四代教主は神定により定まっていなかった。

イ 被告の教主継承者としての地位に付随する占有権原の喪失

前記(1)（原告の主張）イ記載のとおり、被告は、昭和44年12月28日、直日が、教主継承規範に基づき、被告を教主継承者に決定したことにより、教主継承者としての地位をいったん取得し、本件各建物に対する占有権原を取得したが、昭和57年5月26日、直日が、改正後教主継承規範に基づき、被告の教主継承者の決定を取り消したことにより、教主継承者としての地位を失ったことに伴い占有権原を喪失し、現時点においても教主としての地位に付随する占有権原を有しない。

ウ 賃貸借契約の不成立

本件各建物に対する被告の占有権原は、被告の教主継承者としての宗教上の身分ないし地位に付随するものであり、賃貸借ではない特殊な契約である。被告が、原告に対し、「家賃」名目で毎月3万5000円を支払い、原告がこれを受領したことはあるが、これは、原告が、被告から、本件各建物に居住その他の私的使用部分もあることを考慮して、その部分の謝礼を「家賃」名目でこれを受領したものに過ぎない。また、被告は、原告に対し、1年間2万

円を、「機織場、工房」（本件建物5）の「使用料」名目で支払っているが、その金額が月額1700円にも満たない僅少なものであることからしても、単なる「使用料」に過ぎないものであり、「機織場、工房」（本件建物5）自体に対する「賃料」に相当するものでないことは、明らかである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（本件訴訟が法律上の争訟に該当するか）について

(1) 裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、法律の適用により終局的に解決することのできるものに限られ、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争の形式をとっていても、法律の適用により解決するに適しないものは、裁判所の審判の対象となり得ないというべきである（最高裁昭和51年（オ）第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35卷3号443頁参照）。

そして、宗教団体における宗教上の教義、信仰に関する事項については、信教の自由を保障した憲法20条、宗教法人法1条2項、85条の規定の趣旨にかんがみ、裁判所は、一切の審判権

を有しないとともに、これらの事項にかかわる紛議については厳に中立を保つべきであるから、当該訴訟が当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、特定人の宗教団体の地位の存否が請求の当否を決する前提問題となっている場合、その地位の選任、剥奪に関する手続上の準則で宗教上の教義、信仰に何らかかわりを有しないものに従ってその選任、剥奪がなされたかどうかのみを審理判断すれば足りるときには、裁判所は上記地位の存否の審理判断をすることができ、上記手続上の準則に従って選任、剥奪がなされたかどうかにとどまらず、宗教上の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして上記地位の存否を判断することができないときには、当該訴訟は、その実質において法律の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらないというべきである（前掲昭和56年4月7日第三小法廷判決、最高裁昭和61年（オ）第943号平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43卷8号889頁、最高裁平成20年（受）第1565号平成21年9月15日第三小法廷判決・裁判集民事231号563頁参照）。

(2) 本件の原告の請求は、所有権に基づいて本件各建物の明渡を求めるものであるから、本件訴訟は、当事者間の具体的な権利義務の存否に関する訴訟であるということが出来る。

(3) そして、前記第2、3、(2)記載の当事者の主張によれば、被告が本件各建物につき占有権原を有するか否かが本案における唯一の争点であり、被告の主張する占有権原のうち、被告の教主としての地位に付随する占有権原の有無の判断に際して、被告の教主としての地位の存否が

前提問題となる。すなわち、被告は、三代教主の跡を継ぐべき教主継承者としての地位に基づき本件各建物を占有し、三代教主昇天後は、当然に四代教主に就任したことから教主としての地位に基づき上記占有を継続している旨主張するのに対し、原告は、被告がその主張する取得原因とは別の取得原因により教主継承者としての地位を取得したが、三代教主昇天前にその地位を喪失した旨主張して、被告の上記主張を争うから、被告がその主張する取得原因により教主継承者及び教主としての地位を取得したか否かの判断が、本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものとなることは明らかである。

(4) そこで、被告の教主としての地位の有無につき、宗教上の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することが可能か否かについて検討する。

ア 本件において、被告の教主としての地位の存否について判断するには、その前提として、上記のとおり三代教主の継承者及び四代教主としての地位がいかに定まるかが問題となる。すなわち、被告は、四代教主としての地位(教主就任前は教主継承者として地位)は、二代教主、三代教主と同様、神定によってあらかじめ定められた生来的なもので、神定である以上三代教主といえどもこれを変更することはできず、聖師(王仁三郎)が被告生誕時に被告の上記地位を審神した(見抜いた)旨主張するのに対し、原告は、教主が神定によって定められているのは三代教主までであり、四代教主以降は教義若しくは神定によって定められていないとして、被告が神定四代教主であるとの被告の主張を否定し、被告の教主継承者たる地

位はあくまで教主継承規範に基づく三代教主の決定のみに由来するものであり、したがってまた、同規範(ただし、改正後のもの)に基づく三代教主の取消決定により被告はその地位を喪失した旨主張する。この点に関しては、さらに、大本神諭における「肉体が女で御魂が国常立尊の御魂であるぞよ。代々続く女の御世継であるぞよ。」(乙4)等の教典の解釈について、「御世継」を「前代のあとを継ぐ代々の教主」の意味に解し、教祖なおの血統を継ぐ女性で、かつ国常立尊の御魂を継いだ者が教主となるところ、その者は神定により常に定まっております、被告については審神者である聖師がこれを確認したとする被告の主張と、「御世継」を広く「子孫」の意味に解し、教祖の血統を継ぐ女性は全員が国常立尊の御魂を受け継いでおり、したがって、これを受け継いでいる女性を審神するということもあり得ないとする原告の主張が対立している。これらは、正しく教義論争であり、証拠による事実の認定とこれに対する法令の適用により判断し得ない事項である。さらに、前記第2、3、(1)記載の当事者の主張及び証拠(乙8、9)によって認められる「大本教主の権威」と題する記事(原告の機関誌「おほもと」昭和57年5月号に掲載のもの)を巡る論争内容等によれば、双方の主張の対立は、神意を受けて救いの神業を遂行する存在である現教主を二大教祖と等質的な存在と捉えるのか、現教主であっても教義と神定に拘束されるものと解するのかという点に対する基本的見解の相違等に由来ないし関連しているとも考えられる。そうすると、いずれにしても、被告がその主張する原因により教主継承者たる地位を取得したか否かを判断

しようとするれば、大本の教義、信仰の内容に立ち入らざるを得ないことが明らかというべきである。

イ 原告は、教主継承者の決定及び取消しについては、教主継承規範に手続上の準則が定められており、裁判所は、三代教主による被告の教主継承者決定の取消しが上記手続上の準則に従って適法になされたか否かを判断すれば足りると主張する。しかし、被告は、改正後教主継承規範上の教主継承者決定の取消事由の存在も争うかにも解されるが、主には、上記のとおり、被告が神定四代教主であり、教主継承規範により初めて教主継承者たる地位を取得したのではないとし、また、これを理由に、被告の教主継承者たる地位を改正後教主継承者規範に基づき剥奪できることを否定しているのであるから、裁判所は、単に被告の教主継承者決定の取消しが改正後教主継承者規範に従って適法になされたか否かのみを判断すれば足りるというものではない。

原告は、さらに、被告が神定四代教主であるとの被告の主張は、訴訟の過程において作出された全く根拠のない虚偽の主張であって、全く考慮に値しないなどと主張する。しかし、前記第2、1、(3)エないしキ記載のとおり、栄二が大本内のあらゆる地位から排除されるという処分を受けて以降、被告及び栄二が原告と対立し、被告の教主継承者の決定を取り消す手続がなされてからは、教主継承者ないし教主が誰であるかについて、被告を四代教主と仰ぐ信徒集団と聖子を四代教主と仰ぐ原告の役員を含む信徒集団とが相争う状態

となり、昭和58年7月以降、原告が被告らに対し、被告らが教主継承者等の地位を失ったことを理由に本件各物件の一部ないし全部の明渡を求めるようになり、それが本件訴訟にまで発展したという経緯や、証拠(甲6、15、40、乙7、61等)によって認められる被告誕生の際の教団の対応、二大教祖、被告、信徒らの言説等からすると、教主継承規範制定前から、大本教団内において被告が四代教主になる可能性のある者ないし四代教主予定者であるというにとどまらず、四代教主となることが確定した者とみなされていたとみる余地がないとは決していえず(あくまで外部的観察の結果であり、特定の宗教的意義付けをしようとするものではない)。また、被告と概ね同趣旨の主張は本訴提起前から被告を四代教主と仰ぐ信徒集団からなされていたといえることなどに照らすと、本訴における被告の主張が、本案の審判を回避するために争点が教義論争であるかのように装う便宜的なものに過ぎないということではない。

ウ また、仮に、原告が主張するとおり、被告の教主継承者としての地位が教主継承規範に基づいて決定され、教主は改正後教主継承規範に基づいて教主継承者の決定を取り消し得ると解したとしても、その取消事由の存否の判断に際して、大本の教義、信仰の内容に立ち入って判断せざるを得ないかが問題となる。この点、原告は、直日が被告を教主継承者としてふさわしくないと判断したのは、被告が栄二の考え、指導のみに従い、教主の指示、指導に従わず、反教団的な活動をするようになったためであって、大本の教義、信仰の内容とは

無関係である旨主張する。しかし、原告の主張する教主継承者たる地位の取消原因は、被告の単なる世俗的な不行跡を問題にするものでなく、まさに、大本の教義の解釈について原告と栄二との間に対立があったところ、栄二側に与する立場をとった被告の言動が「大本の道統を継承するにふさわしくない」か否かが問題とされたというべきであり、道統の内容が教義にわたるものである以上、結局、大本の教義、信仰の内容に立ち入って判断せざるを得ないというべきであるから、原告の主張は採用することができない。

エ したがって、被告の教主としての地位の有無については、大本の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することはできないというべきである。

- (5) 以上によれば、本件訴訟は、所有権に基づく本件各建物の明渡請求という当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟ではあるが、抗弁となる被告の占有権原に関し、被告の教団における教主としての地位の存否、すなわち、特定人の宗教団体上の地位の存否が請求の当否を決する前提問題となっており、その地位の存否につき、宗教上の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することができないと認められるから、その実質において法律の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所が審判すべき法律上の争訟に当たらないものというべきである。

- (6) ところで、被告は、本訴における抗弁の一つとして、上記の教主としての地位に付随する占有権原の主張のほか、原告・被告間の賃貸借契約に基づく占有権原の主張をしている。

被告の上記賃借権に基づく占有権原の抗弁の位置づけについては、必ずしも明らかでないものの、被告が「仮に、被告に教主としての地位に付随する占有権原が認められないとしても」と付した上で主張していることからすると、世俗的な賃貸借の成立を主張しているものと解される。この世俗的な賃貸借契約の成否については、宗教上の教義、信仰の内容と異なり、事柄の性質上、法令を適用することによっては解決することができない問題とはいえない。しかし、前記に述べたように、宗教団体における宗教上の教義、信仰に関する事項については、信教の自由を保障した憲法20条、宗教法人法1条2項、85条の規定の趣旨にかんがみ、裁判所は、一切の審判権を有しないととも、これらの事項にかかわる紛議については厳に中立を保つべきである。請求原因に対する数個の抗弁が提出されている場合に原告の請求を認容するには、全ての抗弁が排斥されなければならないところ、一つの抗弁について、その当否の前提問題に宗教上の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することができない事項が含まれているために当該抗弁についての審理判断をすることができない場合、当該抗弁の判断を差し置いて、宗教上の教義等にわたらない抗弁のみを判断して訴訟の帰趨を決することは、宗教上の教義等を前提問題とする抗弁を排斥するとの判断を示したのと等しい結果となり、宗教上の紛議につき中立を保つべきとする立場と相容れないものとなる。そうすると、請求原因に対する数個の抗弁が提出されている場合に、抗弁の一つの前提問題に宗教上の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして

判断できない内容が含まれ、少なくとも他の抗弁に理由がないときについては、裁判所においてもはや全ての抗弁を排斥することができないこととなり、そのような請求は、その実質において、法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらないと解するのが相当である。これを本件についてみると、被告が、原告に対し、昭和55年3月以降、本件建物1及び2の賃料名目で、月額3万5000円を支払っていたことは前記第2、1、(2)、ウのとおりであり、証拠(乙67)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告に対し、昭和55年以降、1年間2万円を、「機織場、工房」(本件建物5)の「使用料賃料」名目で支払っていたことが認められるが、前記第2、1、(2)、ア、イの事実、証拠(甲1、23の1、乙67)及び弁論の全趣旨によれば、本件各建物が大本及び原告の宗教関連施設であること、原告は、被告が三代教主の家族であり、特に四代教主となるべき者、教主継承者であることから本件建物の占有使用を認めてきたところ、これが被告に対する経済的利益の供与とみなされて課税問題が発生することを回避するため上記のとおり本件建物1、2につき賃料名目で金銭の支払を受けることとしたこと、昭和55年当時から月額3万5000円は本件建物1、2の適正賃料額をはるかに下回ること(本件建物1ないし4、6の適正賃料と比較すると、開差は更に拡大する。)と同じく月額2万円は本件建物5の適正賃料より著しく低額であることが認められ、これらの諸事情に照らすと、原・被告間の本件建物の使用占有に関する法律関係は、賃貸借契約関係では

なく、教主継承者としての地位の保有を前提とする特殊な使用貸借契約関係であると解すべきである。そうすると、被告の主張する賃借権に基づく占有権限の抗弁は理由がなく、前記のとおり、教主としての地位に付随する占有権原の抗弁について判断ができない結果、裁判所は、被告の主張する全ての抗弁を排斥することはできないこととなる。したがって、本件所有権に基づく明渡請求は、その実質において、法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所が審判すべき法律上の争訟に当たらないといふべきである。

2 よって、原告の訴えは、その余の点について判断するまでもなく不適法であるからこれを却下することとする。

京都地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

佐藤 明

裁判官

中 武 由 紀

裁判官

遠 藤 謙太郎

(別紙)

物件目録(表示は登記記録による。)

1 (本件建物1)

所在 綾部市

家屋番号

種類 教嗣館(掬水荘)

構造

床面積

2 (本件建物2)

所在 綾部市

家屋番号

種類 教嗣館別館(ばらの家)

構造

床面積

3 (本件建物3)

所在 綾部市

家屋番号

種類 台所(要荘)

構造

床面積

(附属建物の表示)

符号 1

種類 茶室(春秋荘)

構造

床面積

符号 2

種類 待合い

構造

床面積

符号 3

種類 待合い

構造

床面積

4 (本件建物4)

